

議案第 2 号

箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

一定の期間において専門的な知識経験が必要とされる業務や業務量の増加が見込まれる業務等について、必要な人材を任期付職員として採用できるようにするため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）に基づき所要の定めをするため、本条例案を提出するものである。

箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って

従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

- 第 4 条 任命権者は、短時間勤務職員(法第 2 条第 2 項に規定する短時間勤務職員をいう。以下「短時間勤務職員」という。)を前条第 1 項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 3 任命権者は、前 2 項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 26 条の 2 第 1 項又は第 26 条の 3 第 1 項の規定による承認

(2) 箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成 7 年箱根町条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。)第 15 条第 1 項の規定による介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 1 項の規定による承認

(任期の特例)

- 第 5 条 法第 6 条第 2 項の規定する条例で定める場合は、第 3 条第 1 号に掲げ

る業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で前2条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年(前条の規定に該当する場合は、5年。以下この項において同じ。)に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(給与条例の適用除外等)

第7条 箱根町職員の給与に関する条例(昭和32年箱根町条例第18号。以下「給与条例」という。)第4条第4項から第10項まで、第6条から第7条の3まで、第15条及び第17条の規定は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

2 給与条例第4条第4項から第10項までの規定は、第2条第2項及び第3条の規定により任期を定めて採用された職員については、適用しない。

3 短時間勤務職員に対する給与条例の適用については、給与条例の規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成29年箱根町条例第●号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

4 短時間勤務職員に対する勤務時間条例の適用については、勤務時間条例の規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成29年箱根町条例第●号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。